

令和2年度

定期監査報告書

(一般会計・特別会計・上水道事業会計)

南阿蘇村監査委員

長野 文吉

工藤 保雄

I 【定期監査の目的】

定期監査の目的は、地方公共団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、適法かつ効率的におこなわれているかどうかを、定期的に監査することにある。監査委員は、定期監査をするに当たっては、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が住民の福祉の増進に加え、最小の経費で最大の効果(地方自治法第2条第14項)が挙げられているか、組織及び運営の合理化(同条第15項)が図られているか、といった点に特に注意して監査することとされている。

「財務に関する事務の執行」とは、予算の執行、収入、支出、契約、現金及び有価証券の出納保管、財産管理等の事務の執行を包含するとされるが、執行以前の予算の編成事務、予算の議会における審議等は含まない。

「経営に関する事業」とは、病院事業や水道事業などの公営企業会計による事業のように収益性を有する事業をいい、授産施設、老人施設の経営等の収益性の観点のないものは含まれない。

「管理」とは、広く当該事業の運営全般を指している。経営に係る事業であれば単にその財務に関する事項ばかりでなく、当該事業が合理的かつ能率的に経営されているかどうかといった観点から監査を行うことができる。

II 【定期監査実施の根拠】

○地方自治法第199条第1項

監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。

○地方自治法第199条第2項

監査委員は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で、政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により監査委員の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く）の執行について監査をすることができる。この場合において、当該監査の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

○地方自治法第199条第4項

監査委員は、毎会計年度少なくとも一回以上期日を決めて第1項の規定による監査をしなければならない。

○地方自治法第199条第9項

監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、地方労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

Ⅲ【監査結果報告】

令和2年度 南阿蘇村定期監査結果報告書

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、令和2年度定期監査を実施したので、同条第9項の規定により報告します。

令和2年11月25日

南阿蘇村監査委員 長野 文吉

南阿蘇村監査委員 工藤 保雄

IV 【監査の方法及び監査結果】

1 監査の期間

令和2年10月27日から令和2年11月2日まで（実質4日間）

審査日	曜日	課名
10月27日	火	議会事務局・政策企画課・税務課・総務課
10月28日	水	建設課・復興推進課・会計課・産業観光課
10月29日	木	農政課・環境対策課・住民福祉課
11月2日	月	教育委員会・次世代定住課・保育所・健康推進課

2 監査の対象

村長事務部局、教育委員会事務局、農業委員会事務局及び議会事務局のすべて

- ① 令和2年度一般会計及び各特別会計に関する予算及び事務事業の執行状況
- ② 令和2年度上水道事業会計に関する予算及び事務事業の執行状況
- ③ 財産及び備品等の管理状況
- ④ 事務処理全般の帳簿・証憑等の整理状況
- ⑤ 基金運用状況
- ⑥ 人事管理及び組織管理

3 提出書類

- ① 各課事務分掌
- ② 予算執行状況に関する帳簿
- ③ 収入に関する調定簿
- ④ 滞納整理に関する調定簿
- ⑤ 財産・物品の管理状況に関する簿冊
- ⑥ 出勤簿・年休簿・出張命令簿・復命書に関する書類
- ⑦ その他

4 監査の方法

今回の監査は、実地監査の対象課・局・所長から令和2年度の間中期における資料の提出を求め、主として予算の執行状況、現年度事業内容、進捗状況に主眼を置いて審査し、必要に応じて関係職員に説明を受け、疑問点について質問、回答を求める方法で実施した。また、地方公営企業法の財務規定が適用されている上水道事業については、地方公営企業法第40条の2に規定を検証する方法で監査を行なった。

5 監査の結果

○議会事務局

おおむね適正に執行されているものと認められた。

議会に対する村民の意識（関心）も高まり、議会だより「すいげん」での広報活動もあり村民の理解も深まっていると思われる。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため各種の研修・式典等が縮小、中止となった。また、熊本地震から4年が経過したが、4回の臨時会では復興関連の工事請負契約締結に関する議案が多く提出された。

○政策企画課

おおむね適正に執行されているものと認められた。

今年度より教育委員会から復興マラソン大会、産業観光課からふるさと納税に係る業務がそれぞれ移管されている。復興マラソン大会は新型コロナウイルスの影響で規模を縮小して第2回大会が開催される予定である。ふるさと納税については年々増加傾向であったが、7月豪雨災害被害自治体への寄付集中や、新型コロナの経済的影響等により、前年度同時期と比較し約80%の納税額となっている。

5年に一度の国勢調査が10月1日を調査期日として実施された、今回はオンライン回答率を上げるため調査員へタブレット端末の貸出しが行なわれた。

○税務課

おおむね適正に執行されているものと認められた。

各種税の調定と徴収及び還付事務等については、調定簿等適正に整理されている。収納率もほぼ前年並みである。過年度滞納への対応については、滞納整理システム（シンク）により滞納情報を把握し滞納額の減少、徴収率の増加が図られている。

新型コロナウイルスの影響により温泉施設の休業による入湯税の減や、収入が減少したことで各種税金の納付が困難となる納税義務者も増えてきており、減免や徴収猶予等の特例措置に因って収納額、収納率徴収に影響が出ると予想される。

○総務課

おおむね適正に執行されているものと認められた。

令和2年年度の一般会計予算は9月補正後168億38百万円となり昨年度より13億40百万円の増額となっている。

普通交付税と特別交付税については、普通交付税は前年度より増額、特別交付税は前年度より減額になる見込みである。国県支出金は、新型コロナウイルス関連により 14 億円の増となっている。

歳出は、熊本地震よりの復興事業の進展のより災害復旧事業費が 13 億 40 百万円減少しているが、普通建設費が 9 億 91 百万円増加している。災害復旧工事等の発注については、昨年度をピークに不調件数も減少しており、適切な工事発注が行なわれている。

職員の定員管理については、目標職員数を大幅に上回っている。震災の関係で外部からの応援職員がいる状況では難しいと思われるが、財政悪化の要因の一つになっており改善が求められている。今年度も数名の採用が予定されており、中長期的に計画的に定員管理を行っていくべきである。また、人事評価の給与等への反映が検討されているが、一部の職員が不当な不利益を受けないように十分な検討が必要である。

○建設課

おおむね適正に執行されているものと認められた。

予算化されている事業の執行状況は、今年度計画された道路改良等(繰り越し分含む) 10 本については、1 本が完了し 7 本は発注済み、残り 2 本も年内発注し、年度内完成予定である。

村内 7 地区で実施している小規模住宅地区等道路改良事業は全体 45 路線、6 緑地 4, 237 百万円のうち 17 路線 2 緑地が令和 2 年度上半期現在完成している。

震災関連災害復旧関連事業については、260 件 44 億 3 千万円の査定を受けており、212 件が発注済み、工事完了 193 件、廃工 32 件で工事完了率は 69%となっている。災害発生から 4 年目を迎える本年度末に向け残工事の発注と完了を目指している状況である。

住宅係においては、既存の公営住宅 21 団地 278 世帯と災害公営住宅 3 団地 94 世帯の管理を行なっている。

○復興推進課

おおむね適正に執行されているものと認められた。

熊本地震から 4 年半が過ぎ、被災者の生活再建も進み、今年度中には仮設住宅全世帯の退去が見込まれている。

7 地区の復興むらづくり協議会において協議計画された小規模住宅地区等道路改良事業も建設課により進められており、各地区の復興への取り組みについて、

村で任用した集落支援員1名、地域おこし協力隊1名体制にて支援を行なうとともに、地区再生へむけた事業への補助金の支援を行なっている。

熊本県の震災ミュージアム構想が東海大学阿蘇キャンパスを中心に進められているが、本村の震災遺構についても9箇所にて進められている。

○会計課

おおむね適正に執行されているものと認められた。

基金の積立金管理運用状況等について（一般会計、特別会計）それぞれに種類別、金融機関別に区分され、詳細に理解されるよう仕分けされている。会計処理上も適正に管理されている状況にある。

熊本地震災害の義援金、支援金の受け入れ、支払い等の管理も適正に行われていると認められる。

○産業観光課

おおむね適正に執行されているものと認められた。

観光は南阿蘇村の大きな柱である。観光団体、商工団体、イベント等への各種支援が実施されており、地域おこし協力隊による地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の活動により農村地域の活性化、観光地づくりが図られている。新型コロナ禍の中でイベント自粛傾向にあるが、国道57号現道、JR豊肥本線開通の歓迎セレモニー等が実施された。今後も動向を重視しながら実施できるものは取り組んでいく予定である。

また、あそ望の郷みなみあそにコロナ感染症関連休業補償が6千万円支払われている。重点施策として道の駅「あそ望の郷くぎの」隣接公園整備事業や南阿蘇鉄道及び立野駅周辺整備事業が実施されている。

○農政課

おおむね適正に執行されているものと認められた。

農業委員会、農政係、有機農業推進係、林務整備係、農地整備係それぞれの係にて災害復旧事業や補助金支援等の各種事業が実施されている。熊本地震により被災した乙ヶ瀬地区では、県営中山間地域総合整備事業の面工事が完了し、5年ぶりに田植えが実施された。また、南阿蘇村農業緊急雇用支援促進事業では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、失業等を余儀なくされた村民生活の維持並びに農家の労働力不足の解消と経営の安定が図られている。

農家の高齢化や後継者不足、耕作放棄地や有害鳥獣増加等地域の抱える問題は

多い。多部門にわたる補助、支援等で農家経営の安定を目指し、各事業が計画から実行へと実施され安定した農業経営につながることを期待したい。

○環境対策課

おおむね適正に執行されているものと認められた。

簡易水道事業では、久木野地区においての水道一元化に向けての地元説明会が順次開催されており、早期の実現が図られている。また、安定した水道供給を図るため国道 325 号での配水管新設工事が進められている。

生活排水処理事業では 4 月から 9 月まで、個人設置型合併処理浄化槽が通常分 11 基、地震枠分で 11 基設置されている。

近年、産業廃棄物、水質保全等環境問題に対する住民の関心が強い分野であり、住民生活に配慮をしながら、諸々の課題に対処してもらいたい。

○住民福祉課

おおむね適正に執行されているものと認められた。

戸籍、住民票等の登録、発行業務も庁舎窓口はもちろん、白水郵便局、大津郵便局共に間違いなく執行されている。また、マイナンバーカードの交付件数は本年 9 月からマイポイントの付与が開始されたことにより申請、相談が増え 9 月末現在（累積）1,477 件と増加している。

福祉係においては、「南阿蘇村第 6 期障がい福祉計画」、「第 2 期障がい児福祉計画」、また、「南阿蘇村第 3 期地域福祉計画」、「地域福祉活動計画」の策定がプロポーザル方式により業者を選定し同一業者により進められている。

身体的、精神的障害をもつ方々に対しての各種支援、給付事業等実施されている各々が持っている個性を尊重しながら、安心して暮らせる地域づくりに諸々の施策にて障害者にやさしい村づくりに努力してもらいたい。

○教育委員会事務局

おおむね適正に執行されているものと認められた。

学校教育部門では、教育支援センター整備支援事業や村費雇用支援員の配置等により支援の必要な児童・生徒への支援や特別支援学級が行なわれている。白水地区の統合小学校に関しては、旧白水中学校の改修及び周辺整備が進んでいる。また、新型コロナウイルス感染拡大の学業休業等に対応するため、補助事業にてタブレットを導入し全児童、生徒及び全教師に配布し W i - F i 環境も整備済みである。

社会教育係に於いては、村民の健康に関する行事や人権に関する研修等の多くの行事が、新型コロナウイルスの影響により中止や延期となったが、豊野少年自然の家での「ジュニアリーダー研修」や白水B&G海洋センターでの「カヌー教室」は開催されている。また、白水地区統合小学校の体育館改修工事や旧久木野庁舎複合施設内に併設される図書館開館に向けて準備が行なわれている。

○次世代定住課

おおむね適正に執行されているものと認められた。

南阿蘇村内への移住希望者の定住促進を目標とした「空き家、空き地バンク」の相談ワンストップ窓口として「南g o！ステーション」が開設された。移住希望者ひとりひとりに寄り添った対応をすることで、移住定住希望者の不安解消につながっている。村有の遊休地を利用しての定住促進住宅建設計画や定住空き家活用事業等も進められている。

図書室と子育て支援スペース有する複合施設としての利活用を目的とした旧久木野庁舎利改修工事が進められており、今年度中に竣工予定である。

○保育所

おおむね適正に執行されているものと認められた。

はくすい・くぎの・ちょうよう各保育園は適正に運営がなされている状況にある。職員 83 名（保育士 22 名、任期付保育士 5 名、再任用保育士 1 名、会計年度保育士 31 名、会計年度看護師 3 名、会計年度保育補助 9 名、調理師 2 名、会計年度調理師 8 名、会計年度調理補助 2 名）にて保育に取り組んでいる、今後とも子どもの健やかな成長を願っての安全な保育、指導を期待したい。

10 月現在の園児数は 271 名（はくすい保育園 102 名、くぎの保育園 76 名、ちょうよう保育園 93 名）である。

○健康推進課

おおむね適正に執行されているものと認められた。

新型コロナウイルス感染症が村内でも確認されたが、村内への予防対策の周知徹底、子育て支援センター等の施設の閉所、介護予防事業の休止等を実施した。現在は、感染予防対策をとりながら、母子保険事業や住民健診、介護予防事業を実施している。また、新型コロナウイルス感染症との同時流行を防ぐため、今年度のみインフルエンザ予防接種の無償化を実施しており、接種申し込みは前年度より増加している。

国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療等の保険給付費は増加傾向にあるそれにより保険料や窓口での負担も増加傾向にある。

健康推進の面から乳幼児から高齢者まで各部門において相談事業、教室、予防事業、健診事業が実施されているが、特定健診の受診率は伸び悩んでいる。本村は高血圧者が多く脳内出血の受診率、診療費は県内上位となっており生活習慣病重症化予防、介護予防への取り組みとして未受診者への保健師の訪問受診勧奨等が行なわれている。また、食改会員の協力にて減塩プロジェクトの取り組みが行なわれている。

む す び

今回の定期監査においては、令和2年度村長より提案され議決された予算の執行状況及び、各種の関係書類の整備状況等について担当課よりの説明を受けた。

熊本地震から4年半が過ぎ、復旧、復興事業も進んでいるが、一日も早く完全復旧、復興、生活再建が待たれている。また、新型コロナウイルス感染症の拡大により本村も多大な影響を受けた。この様な中での今回の監査であったが、年度の途中でもあり、今回は主に議決された予算の執行の動きに主眼を置き、事務的内容の概要等を審査した。

予算の執行状況については適切に処理されているが、定期監査の時点では流動的部分が多いので数値的表現は省略する全体的には、各課、各部局とも与えられた部門での職務が忠実に進められて順調に推移していることは総合的に評価できた。予算の歳入、歳出の執行については担当者から課長までしっかり検収し、歳入の早期把握、歳出の節減に努め、慎重な執行をお願いした。

歳入については、自主財源の村税が復調傾向ではあったが、新型コロナウイルス感染症の影響と、それに伴う減免、徴収猶予の特例等により増収は期待出来ない。交付税の減額も想定されており厳しい財政状況が続くと考えられる。また、厳しい財政状況下に於いて予算編成された本年度予算だが、各部門での繰越事業を含む災害復旧、復興事業が順調に進み歳出は増加しており、各部門においては国、県よりの補助金、地方債の早期受け入れに努力すべきと考える。

村の財政は厳しい局面に対峙していると考えられる。国、県も難しい問題が存在し、先行き不透明な部分が多い状況である。諸般の動きに配意しながら臨機応変に対処することが出来る体制づくりを構築して、今後とも透明度の高い行政運営がなされ、活力ある住みやすい村づくりに繋がるよう邁進されることを期待しながら結びとする。